

京都市訓令甲第17号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年11月30日

京都市長 榎本 頼兼

別表第3まち美化事務所長の項に次の2号を加える。

- (3) 防鳥用ネットの貸与に関する事。
- (4) 一般廃棄物の収集場所への排出が困難な高齢者、障害者等に対する支援として行う一般廃棄物の収集の実施に関する事。

附 則

この訓令は、平成19年12月3日から施行する。

(総務局総務部文書課)